

2025年度 決算公告

2025年度（2026年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現金及び預貯金	440,235	保険契約準備金	8,868,086
預 貯 金	440,235	支 払 備 金	45,806
コ ー ル ロ ー ン	138,200	責 任 準 備 金	8,822,279
買 入 金 銭 債 権	11,906	再 保 險 借	205,745
金 銭 の 信 託	1,380,786	そ の 他 負 債	569,772
有 価 証 券	7,553,522	債券貸借取引受入担保金	377,503
国 債	1,136,974	未 払 法 人 税 等	3,044
地 方 債	23,908	未 払 金	20,251
社 債	1,315,638	未 払 費 用	14,675
外 国 証 券	4,653,274	預 り 金	248
そ の 他 の 証 券	423,725	預 り 保 証 金	73,150
有 形 固 定 資 産	782	金 融 派 生 商 品	43,502
建 物	560	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	33,171
リ ー ス 資 産	42	リ ー ス 債 務	45
その他の有形固定資産	179	仮 受 金	4,179
無 形 固 定 資 産	16,850	価 格 変 動 準 備 金	56,994
ソ フ ト ウ ェ ア	16,850	繰 延 税 金 負 債	58
その他の無形固定資産	0	負 債 の 部 合 計	9,700,656
再 保 險 貸	142,463	（ 純 資 産 の 部 ）	
そ の 他 資 産	194,715	資 本 金	50,000
未 収 金	13,479	資 本 剰 余 金	135,000
前 払 費 用	1,314	資 本 準 備 金	50,000
未 収 収 益	48,687	そ の 他 資 本 剰 余 金	85,000
預 託 金	20,597	利 益 剰 余 金	123,805
金 融 派 生 商 品	86,625	そ の 他 利 益 剰 余 金	123,805
金融商品等差入担保金	21,911	繰 越 利 益 剰 余 金	123,805
仮 払 金	1,701	株 主 資 本 合 計	308,805
そ の 他 の 資 産	399	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 58,001
繰 延 税 金 資 産	72,002	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 58,001
貸 倒 引 当 金	△ 3	純 資 産 の 部 合 計	250,804
資 産 の 部 合 計	9,951,460	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,951,460

(貸借対照表の注記)

- 1 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、次のとおりであります。
 - ① 売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）によっております。
 - ② 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）については移動平均法による償却原価法（定額法）によっております。
 - ③ その他有価証券については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 2 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために、各小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。なお、小区分は次のとおり設定しております。

 - ① 個人保険・個人年金保険（円貨建）
 - ② 個人保険・個人年金保険（米ドル建）ただし、一部保険種類・保険契約を除く。

- 3 デリバティブ取引（金銭の信託内において実施しているデリバティブ取引を含む。）の評価は時価法によっております。

- 4 有形固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法によっております。ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した建物付属設備を除く。）については定額法によっております。なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
 - ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。

- 5 無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。

- 6 外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券等に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額として処理し、それ以外の差額を為替差損益等として処理しております。

- 7 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績等から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた金額を計上しております。また、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- 8 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した金額を計上しております。

- 9 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

- 10 責任準備金は、当事業年度末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

 - ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式なお、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

- 1 1 未適用の会計基準等に関する事項は、次のとおりであります。
- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2027年4月1日より開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

- 1 2 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険契約の持つ負債特性を考慮し、長期にわたる年金や保険金・給付金を安定的に支払うことを主眼として、ALM (Asset Liability Management: 資産・負債総合管理) に基づく確定利付資産 (公社債等) を中心とした運用を行っております。また、債券に係る為替リスクのヘッジや財務健全性の維持等を目的として、デリバティブ取引 (為替予約取引、通貨スワップ取引等) を利用しております。なお、主な金融商品として、有価証券及びデリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、資産運用に関する方針及び市場リスク管理に関する社規等に従い、負債に対応した中長期的な運用を行うものとし、ポジション状況及び運用方針との整合性を確認し、VaR (バリュー・アット・リスク) により予想損失額を測定するなどの管理を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、資産運用に関する方針及び信用リスク管理に関する社規等に従い、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するための与信枠を設定し、個別取引ごとに事前の審査及び事後のフォローを実施するとともに、VaRにより予想損失額を測定するなど信用リスクの把握・分析を行っております。

全社的なリスクの状況については、リスク管理所管を通じ、定期的に取り締役会等に報告しております。

金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	11,906	11,906	-
(2) 金銭の信託	1,380,786	1,380,786	-
① 運用目的の金銭の信託	802,047	802,047	-
② その他目的の金銭の信託	578,739	578,739	-
(3) 有価証券 (※2)	7,553,522	7,158,542	△ 394,979
① 売買目的有価証券	133,590	133,590	-
② 責任準備金対応債券	4,917,434	4,522,454	△ 394,979
③ その他有価証券	2,502,496	2,502,496	-
資産計	8,946,215	8,551,235	△ 394,979
デリバティブ取引 (※3)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	43,122	43,122	-
デリバティブ取引計	43,122	43,122	-

(※1) 現金及び預貯金、コールローンは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号) 第24-3項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については「△」を付して表示しております。

13 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
買入金銭債権	-	-	11,906	11,906
金銭の信託				
運用目的	337,663	464,384	-	802,047
その他目的	-	578,739	-	578,739
有価証券(※)				
売買目的有価証券	-	133,590	-	133,590
その他有価証券				
国債	41,442	-	-	41,442
地方債	-	11,218	-	11,218
社債	-	418,365	-	418,365
外国公社債	40,045	1,584,206	27,604	1,651,857
その他の証券	-	290,406	-	290,406
デリバティブ取引				
通貨関連	-	85,831	-	85,831
金利関連	-	571	-	571
その他	-	222	-	222
資産計	419,151	3,567,535	39,511	4,026,198
デリバティブ取引				
通貨関連	-	40,709	-	40,709
金利関連	-	2,792	-	2,792
負債計	-	43,502	-	43,502

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号) 第24-3項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上記表に含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は 89,206百万円であります。

当該投資信託の期首残高から当事業年度末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	期首残高	当事業年度の損益又は その他有価証券評価差額金		購入、売却、償還 による変動額 (純額)	投資信託の基準価 額を時価とみなす こととした額	当事業年度末 残高
		損益に計上 (※)	その他有価証券評 価差額金に計上			
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託	15,100	-	542	73,564	89,206	89,206

(※) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

また、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項の取扱いを適用した投資信託の解約等に関する制限の主な内容及び貸借対照表計上額は、解約に一定程度の期間を要する投資信託 89,206百万円であります。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
責任準備金対応債券				
国債	1,014,825	-	-	1,014,825
地方債	-	10,914	-	10,914
社債	-	823,662	-	823,662
外国公社債	385,629	2,287,421	-	2,673,051
資産計	1,400,455	3,121,999	-	4,522,454

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しております。入手した価格に使用されたインプットには、重要な観察できないインプットを用いているためレベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格をもって時価としている金銭の信託以外は、外部業者、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格をもって時価としている債券以外の債券は、主に外部業者、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しております。これらの価格は将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートにクレジットスプレッドを加味した割引率で割り引くことで現在価値を算定しており、算定にあたって観察可能なインプットを用いている場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引所取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

店頭取引については、外部業者、取引金融機関から入手した割引現在価値並びに取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等により算出した価格を用いております。

店頭取引の価格を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、インプライドボラティリティ等であり、重要な観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から当事業年度末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首残高	当事業年度の損益又は その他有価証券評価差額金		購入、売却、発行 及び決済による変 動額（純額）	レベル3の時価 への振替 (※2)	当事業年度末 残高
		損益に計上 (※1)	その他有価証券評 価差額金に計上			
買入金銭債権	15,342	-	△ 377	△ 3,058	-	11,906
有価証券						
その他有価証券						
外国公社債	10,057	663	△ 716	7,599	10,000	27,604

(※1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(※2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価の算定方法の変更に伴いインプットの観察可能性が変化したことによるものであります。当該振替は当事業年度の末日に行っております。

(2) 時価評価のプロセスの説明

当社は計算書類作成部門にて時価の算定及び時価のレベルの分類に関する方針及び手続を定め、当該方針及び手続に沿って運用事務部門にて時価評価モデルを選定したうえで時価を算定し、時価をレベル別に分類しております。

また、第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合には、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により、妥当性を検証しております。

- 1 4 有形固定資産の減価償却累計額は、1,173百万円であります。
- 1 5 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、695,189百万円であります。
- 1 6 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の金額は 136,224百万円であります。なお、負債の金額も同額であります。
- 1 7 関係会社に対する金銭債権の総額は 48百万円、金銭債務の総額は 817百万円であります。
- 1 8 繰延税金資産の総額は、78,594百万円、繰延税金負債の総額は、64百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、6,586百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 37,861百万円、価格変動準備金 16,488百万円であります。
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、保険契約準備金及び価格変動準備金の変動によるものであります。
- 1 9 当事業年度における法定実効税率は 28.00%であり、法人税等の負担率は 27.81%であります。その差異の主な内訳は、評価性引当額 1.16%であります。
- 2 0 当社は、第一生命ホールディングス株式会社(※)を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。
(※)第一生命ホールディングス株式会社は、2026年4月1日付で株式会社第一ライフグループへ商号変更しております。
- 2 1 担保に供されている資産の金額は、有価証券 430,166百万円であります。また、担保付き債務の金額は 377,503百万円であります。
- 2 2 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、再保険取引及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券であり、当事業年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は 66,851百万円であり、再担保に差し入れているものはありません。
- 2 3 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は 3,098百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は 6,008,420百万円であります。
- 2 4 1株当たりの純資産額は 135,569,912円08銭であります。
- 2 5 契約の諸条件に照らして、以下の①②に該当する一定の再保険契約(保険業法施行規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く)に係る未償却出再手数料(受再保険会社から收受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう)の当事業年度末残高は 1,152百万円であります。
①未償却出再手数料及びこれに附帯して支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。
②保険契約に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること(元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く)。

2025年度

2025年4月1日から

2026年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	3,773,474
保険料等収入	3,123,328
保険収入	2,442,248
再保険収入	681,079
資産運用収益	647,182
利息及び配当金等収入	213,860
預貯金利息	4,473
有価証券利息・配当	208,225
その他の利息配当	1,161
金銭の信託運用益	78,656
有価証券売却益	4,763
有価証券償還益	348
為替差益	333,045
貸倒引当金戻入額	0
その他の運用収益	13
特別勘定資産運用益	16,494
その他の経常収益	2,964
支払備金戻入額	2,941
その他の経常収益	22
経常費用	3,744,288
保険金等支払金	2,716,162
保険金	280,610
年金	260,818
給付返戻金	239,642
解約返戻金	578,559
その他の返戻金	11,369
再保険料	1,345,162
責任準備金等繰入額	885,911
責任準備金繰入額	885,911
資産運用費	34,160
支払利息	865
有価証券売却損	20,944
有価証券償還損	178
金融派生商品費用	10,410
その他の運用費用	1,762
事業経常費用	87,090
その他の経常費用	20,962
税減その他経常費用	14,935
償却費用	5,906
その他の経常費用	120
経常利益	29,186
特別損失	3,342
固定資産等処分損	42
価額変動準備金繰入額	3,300
税法引当前期純住利	25,843
法人税及び等調整額	10,664
法人税等調整額	△ 3,478
法人税等調整額	7,185
当期純利益	18,657

(損益計算書の注記)

1 保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準は、次のとおりであります。

①保険料等収入（再保険収入を除く。）

保険料等収入（再保険収入を除く。）は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料等収入（再保険収入を除く。）のうち、当事業年度末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に繰り入れております。

②再保険収入

再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額等を、当該保険金等の支払時に計上しております。

なお、一部の現金授受を行わない取引は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、一定期間にわたって償却しております。

③保険金等支払金（再保険料を除く。）

保険金等支払金（再保険料を除く。）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条に基づき、当事業年度末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、又は支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払備金に繰り入れております。

④再保険料

再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時又は当該協約書の締結時に計上しております。

なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金につきましては、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立としております。

2 関係会社との取引による費用の総額は 319百万円であります。

3 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 233百万円、外国証券 4,529百万円であります。

4 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 6,191百万円、外国証券 14,752百万円であります。

5 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は 1,097百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 1,369,156百万円であります。

6 金銭の信託運用益には、評価益が 78,620百万円含まれております。

7 金融派生商品費用には、評価益が 20,268百万円含まれております。

8 1株当たり当期純利益の金額は 10,085,215円74銭であります。

9 再保険料には、貸借対照表の注記第25項に掲げる一定の再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 2,792百万円を含んでおります。

10 関連当事者との取引に関する内容は以下のとおりであります。

属性	会社等の名称（※）	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.	-	再保険取引先	再保険収入	488,006	再保険貸	101,932
				再保険料	493,604	再保険借	-

（※）Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd. は、2026年4月1日付でDaiichi Life Reinsurance Bermuda Ltd. へ商号変更しております。

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

上記取引については、市場金利又は市場価格を基に取引条件を決定しております。